

渋川市店舗改装事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域住民の買い物及び生活環境を改善するとともに、共生社会の実現を推進するため、店舗の改装を行う小規模事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者 商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項第2号の規定に該当する市内の法人及び個人事業主

(2) 経営相談 企業経営について渋川商工会議所又はしづかわ商工会が行う店舗レイアウト、商品陳列、接客、販売方法等のアドバイス又は講習をいう。

(3) 店舗 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む市内の来客型店舗（店舗運営に必要な倉庫及び店舗又は店舗運営に必要な倉庫と同一敷地内の看板を含む。）であって、次に掲げる業態を除いたもの

ア 市外の事業者が営むフランチャイズチェーン契約店舗（企業本部が加盟店に対し、商号又は商標の使用を許諾するとともにノウハウを供与し、一定地域内における独占的販売権を与え、及びその対価として特約料を徴収する小売形態の店舗をいう。）

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に基づく許可又は届出が必要な営業

(4) 改装 増築、改築、改修及び備品購入をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとし、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地域住民の買い物及び生活環境の改善を目的とした店舗の改装で

あること。ただし、店舗に必要と認められないものを除く。

(2) 補助金の交付申請日において、建築後5年以上営業を継続している店舗の改装であって、当該日以降に着工し、年度内に完了するものであること。

(3) 店舗の改装に要する費用が、30万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以上であること。

(4) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、市内の店舗で事業を営む、又は営もうとする小規模事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 補助金の交付申請前までに必要な経営相談を受けていること。

(2) 改装する店舗の所有権その他の使用権限を有すること。

(3) 店舗を改装した後も、当該店舗における事業が3年以上継続できること。

(4) これまでにこの要綱又は渋川市店舗改装等助成事業補助金交付要綱（平成28年渋川市要綱）に基づく補助金を受けていないこと。ただし、前回の交付決定の日が属する年度から5年以上経過している場合を除く。

(5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費とする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費から除くものとする。

(1) 市内に事業所を有しない業者が行う改装に係る経費。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(2) 他の補助金の補助対象経費としているもの

(3) その他市長が補助対象事業の遂行に必要であると認められない経

費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、その限度額を30万円とする。ただし、店舗及び店舗以外（住居等）の部分併せた改装の場合は、当該店舗以外の部分の改装に要する費用の額（建物全体にわたる費用については、当該店舗以外の部分の床面積を当該建物全体の床面積で除して得た割合に当該費用を乗じて得た額とする。）を除く。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象事業
増築	既存の店舗部分の存しない箇所に、新たに店舗部分を建築する工事
改築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
	1 店舗の耐久性を高める工事
	(1) 基礎、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事
	(2) 塗装工事
	(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事
	(4) その他耐久性を高めるために必要な工事
	2 店舗の衛生上、安全性又は防災上必要な工事
	(1) 柱、梁等について有効な補強を行う工事
	(2) 筋かい、火打ち等による補強工事
	(3) 外壁を防火構造とする改修等、防火性能を高める工事

改修	(4) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事
	(5) 避難設備、防火設備又は換気設備等の工事
	(6) 給排水及び衛生設備工事
	(7) その他安全上又は防災上必要な工事
	3 店舗機能の向上を図るための工事
	(1) ふすま、障子、網戸又は畳の張り替え
	(2) 床材、内壁又は天井の貼り替え、内装の塗装工事
	(3) 扉の交換工事
	(4) 窓ガラス又はサッシの交換工事
	(5) ドアの電動化工事
	(6) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事
	(7) 看板又はオーニング（日よけ）の修復及び設置工事
	(8) 厨房等の改修工事
	(9) 空調設備工事
	(10) 環境負荷低減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO2削減による環境への配慮等を目的とした工事をいう。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。）
	4 共生社会の実現に資する店舗の工事
	(1) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事
	(2) バリアフリー構造上必要な店舗前及び駐車場の舗装工事
	(3) 車いす専用カウンター等の設置又は改修工事
	(4) 多機能トイレ等の設置又は改修工事
	(5) その他共生社会の実現に資する改修工事
備品 購入	当該店舗で営む事業に直接関係する備品の購入
	消費税及び地方消費税に相当する額を除いた取得価格が1点30万円以上の備品購入（容易に移動又は移設可能なものを除く。）